

特別養護老人ホームりんごの郷 利用料金一覧表

【特別養護老人ホーム】

令和6年8月1日～

■ 介護老人福祉施設

①介護度別サービス費					
介護度	単位数（1日）	加算単位数（1日）	処遇改善加算単位数	自己負担額（月）	介護保険負担額（月）
要介護 3	732	64	総単位数 ×14.0%	¥27,651	¥248,856
要介護 4	802	64		¥30,079	¥270,703
要介護 5	871	64		¥32,472	¥292,241
1 単位 = 10.14円					
※金額は 1割負担 の場合です。別途、サービスに応じて加算する場合があります。					

②食費（1日あたり）	
負担段階	食費
第1段階	¥300
第2段階	¥390
第3段階①	¥650
第3段階②	¥1,360
第4段階	¥1,500

③居住費（1日あたり）		
負担段階	多床室	個室
第1段階	¥0	¥380
第2段階	¥430	¥480
第3段階①	¥430	¥880
第3段階②	¥430	¥880
第4段階	¥915	¥1,231

※食費の内訳は、朝食300円、昼食（おやつ込）700円、夕食500円です。おやつのみ提供も700円です。

（1）1ヶ月分の自己負担額の目安（①サービス費＋②食費＋③居住費多床室）

多床室	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第1段階(1割)	9,000	9,000	9,000
第2段階(1割)	52,251	54,679	57,072
第3段階①(1割)	60,051	62,479	64,872
第3段階②(1割)	81,351	83,779	86,172
第4段階(1割)	100,101	102,529	104,922
2 割負担	127,752	132,608	137,394
3 割負担	155,403	162,687	169,866

（2）1ヶ月分の自己負担額の目安（①サービス費＋②食費＋③居住費個室）

個室	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第1段階(1割)	20,400	20,400	20,400
第2段階(1割)	53,751	56,179	58,572
第3段階①(1割)	73,551	75,979	78,372
第3段階②(1割)	94,851	97,279	99,672
第4段階(1割)	109,581	112,009	114,402
2 割負担	137,232	142,088	146,874
3 割負担	164,883	172,167	179,346

※1ヵ月は30日の計算です。自己負担額の目安に（4）の加算は含まれておりません。対象の場合は、別途加算されます。

(3) 必ず発生する加算

加算名	単位数	加算内容
日常生活継続支援加算	36単位/日	要介護度の高い方・重度の認知症高齢者の方が一定割合以上新規入所し、かつ介護福祉士が入所者に対し6：1以上配置している施設で加算されます。
看護体制加算Ⅰ	4単位/日	常勤看護師1名以上配置している施設で加算されます。
看護体制加算Ⅱ	8単位/日	看護職員を基準以上配置し、協力病院との24時間体制を確保している施設で加算されます。
夜勤職員配置加算Ⅲ	16単位/日	夜勤帯（17:00～9:00）に、介護職員または看護職員を基準以上に配置している施設で加算されます。
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40単位/月	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を、厚労省（LIFE）にデータ提出することで加算されます。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数 ×14.0%	介護職員をはじめとする、介護事業所で働く職員の賃金向上や職場環境の改善などを目的とした加算です。

(4) 対象の場合のみ発生する加算

個別機能訓練加算Ⅰ	12単位/日	個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練が実施された場合に加算されます。
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月	個別機能訓練に関する情報を、厚労省（LIFE）にデータ提出することで加算されます。
外泊時費用	246単位/日	入院、自宅への外泊をした場合、月6日を限度として加算されます。
再入所時栄養連携加算	200単位/回	退院時、入院前と食事形態が変更になった場合、病院と情報連携を行うことで加算されます。
療養食加算	6単位/食	医師の指示（食事箋）に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食の提供が行われた方に加算されます。（1日につき3食まで）
安全対策体制加算	20単位/初月	当施設は安全対策を実施する体制が整備されている施設です。初回入所対象月のみ加算されます。
看取り介護加算Ⅱ 1	72単位/日	当施設は「看取り介護」が実施できる施設です。利用者またはご家族と協議、合意して施設内で看取り介護を行った場合、死亡日に1580単位、死亡日の前日・前々日は780単位、死亡日から4日前から30日前までは144単位、死亡日から31日前から45日前までは72単位が加算されます。
看取り介護加算Ⅱ 2	144単位/日	
看取り介護加算Ⅱ 3	780単位/日	
看取り介護加算Ⅱ 4	1580単位/日	
退所前後訪問相談援助加算	460単位/回	退所後生活する居宅又は、社会福祉施設等を訪問して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合に加算されます。
退所時相談援助加算	400単位/回	退所後の居宅サービス又は、施設サービス等についての相談援助及び行政・支援センターへの情報提供を行った場合に加算されます。
退所前連携加算	500単位/回	退所に先立って、居宅介護支援事業所への情報を提供し、かつその業者と連携して居宅サービスの利用に係る調整を行った場合に加算されます。